

国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に
関する訓令に関する報告

令和八年九月

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第五条第六項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

1	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（抄）	一
2	内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部を改正する訓令	二
3	公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令	五
4	公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令	八

1 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第九十二号）（抄）

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第三条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「金融庁」を「サイバー通信情報監理委員会、金融庁」に改める。

附 則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

2 内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和七年内閣府訓令第三十号）

内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（除外事項） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として訓令で定める者は、次の各号に定める者とする。	（除外事項） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として訓令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二百十号）第十二条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける相手方とする。ただ

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける相手方とする。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分又は検査を

し、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分又は検査を行っている又は行おうとしている場合における当該処分又は検査の対象となる者を除く。 〔二〇三十一 略〕	行っている又は行おうとしている場合における当該処分又は検査の対象となる者を除く。 〔二〇三十一 同左〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この訓令は、令和八年一月一日から施行する。

※ 内閣府の改正様式の都合上、当該様式における記載のまま、〔二〇三十一 同左〕と記載している。

3 公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和七年公正取引委員会訓令第五号）

公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令（平成十二年公正取引委員会委員長訓令第一号）の一部を次のとおり改正する。

別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和七年十二月十八日から施行する。

改正後	改正前
（職員の職務との利害が潜在的なものとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜	（職員の職務との利害が潜在的なものとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜

在的なものにとどまる者として訓令で定める者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける相手方及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフト

在的なものにとどまる者として訓令で定める者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける相手方とする。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に

ウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第十六条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方とする。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分若しくは検査を行っている又は行おうとしている場合には、この限りではない。

基づく処分又は検査を行っている又は行おうとしている場合における当該処分又は検査の相手方についてはこの限りではない。

4 公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和七年公正取引委員会訓令第十号）

公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令（平成十二年公正取引委員会委員長訓令第一号）の一部を次のとおり改正する。

別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和八年一月一日から施行する。

改正後	改正前
（職員の職務との利害が潜在的なものとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜	（職員の職務との利害が潜在的なものとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜

在的なものにとどまる者として訓令で定める者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二百十号）第十二条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける

在的なものにとどまる者として訓令で定める者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける相手方及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフト

相手方及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第十六条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方とする。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分若しくは検査を行っている又は行おうとしている場合における当該処分若しくは検査の相手方についてはこの限りではない。

ウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第十六条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方とする。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分若しくは検査を行っている又は行おうとしている場合における当該処分若しくは検査の相手方についてはこの限りではない。